

モバイル市場の公正競争促進に関する検討会報告書概要

平成 3 0 年 5 月

I 趣旨

モバイル市場におけるMVNOを含めた事業者間の公正な競争を更に促進し、もって利用者の需要に応じた多様なサービスの提供や料金の低廉化を通じた利用者利益の向上を図るための方策について検討を行う。

II 検討事項

1. 大手携帯電話事業者とMVNOとの間の同等性の確保
2. MVNO間の同等性の確保

III 構成員

(座長)	新美 育文	明治大学法学部 教授
(座長代理)	相田 仁	東京大学大学院工学系研究科 教授
	池田 千鶴	神戸大学大学院法学研究科 教授
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
	北 俊一	株式会社野村総合研究所 コンサルティング事業本部パートナー
	関口 博正	神奈川大学経営学部 教授

IV スケジュール

平成29年	平成30年				
12月	1月				4月
【12/25(月)】 第1回 現状報告 意見交換	【1/15(月)】 第2回 ヒアリング①	【1/22(月)】 第3回 ヒアリング②	【1/30(火)】 第4回 ヒアリング③ 制度について討議	【4/9(月)】 第5回 論点整理	【4/20(金)】 第6回 報告書案

取りまとめを踏まえた措置を順次実施

第2回会合 (1/15)	第3回会合 (1/22)	第4回会合 (1/30)
<p>【MVNO①】 株式会社インターネットイニシアティブ 楽天株式会社 株式会社ケイ・オプティコム MVNOアンケート結果(※)</p> <p>【中古端末事業者等】 リユースモバイル・ジャパン(RMJ) ベイン・アンド・カンパニー・インコーポ レイテッド</p> <p>【消費者団体】 公益社団法人全国消費生活相談員 協会 全国地域婦人団体連絡協議会</p>	<p>【MVNO②】 トーンモバイル株式会社</p> <p>【販売代理店】 一般社団法人全国携帯電話 販売代理店協会</p> <p>【MNO①】 株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 UQコミュニケーションズ株 式会社 ソフトバンク株式会社</p>	<p>【MNO②】 株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 UQコミュニケーションズ株 式会社 ソフトバンク株式会社 Wireless City Planning株式 会社</p>

(※) 計75社にアンケートを送付し、61社から回答。
その結果を取りまとめたものを事務局から発表。

通信料金の適正化、サービスの改善に向けて、ネットワーク提供条件の同等性確保、中古端末の国内流通促進、利用者の自由なサービス・端末選択の促進の3つの柱を通じて、モバイル市場の公正競争の更なる促進を図る。

<主な課題とそれに対する施策の提言>

ネットワーク提供条件の 同等性確保

● 関連MVNOやサブブランドの料金・品質（速度）の妥当性

- MNOの料金とコストの関係、MNOグループ内の「ミルク補給」を検証。
- MNOがトラヒックの不当な差別的取扱いを行わないことを担保（省令改正）。

● 接続料算定の適正性

- BWAサービスの提供のためにも用いる設備のコスト算定の厳正化（KDDI・ソフトバンクに対し3月22日に文書手交）。

● 事業者間移転（MNP）の円滑化

- 事業者間移転時に移転元からの引き止め機会のない手続が可能となるよう、MNOにおけるウェブによる手続を実現（ガイドラインに明示）。

● MNOの迷惑メール設定におけるMNOとMVNOの同等性

- MVNOからのメールが受信拒否されないための基準をMVNOに提示するようMNOに要請。

中古端末の 国内流通促進

● 中古端末の国内市場への流通

- MNOによる中古端末の国内市場での販売制限が業務改善命令の対象となることを明確化（ガイドラインを策定）。

● 中古端末のSIMロック解除

- MNOが中古端末のSIMロック解除に応じることを確保（SIMロック解除ガイドラインを改正）。

● 中古端末の国内取引市場の形成

- 幅広く安心して取引ができる中古端末の取引市場の形成・発展に向けた関係者間の協力を後押し。
- 中古端末や修理部品の格付けについて、民間の共通指針の策定を後押し。
- 関係者による中古端末の流通阻害要因の排除に向けた取組（盗品の排除等）を後押し。
- MNOにおける盗品等に関する迅速かつ明確な情報公開を実現。

利用者の自由な サービス・端末選択の促進

● 利用者の利用期間拘束

- 2年契約満了時点までの違約金又は25か月目の料金のいずれも支払わない解約を、MNOにおいて実現。
- MNOに対し、自動更新の有無による提供条件の格差の縮小について検討を要請。
- 残債免除等施策の提供条件について、消費者保護ガイドラインにおいて契約前説明の対象と明示。

● 利用者による利用実態に合わせたサービス選択

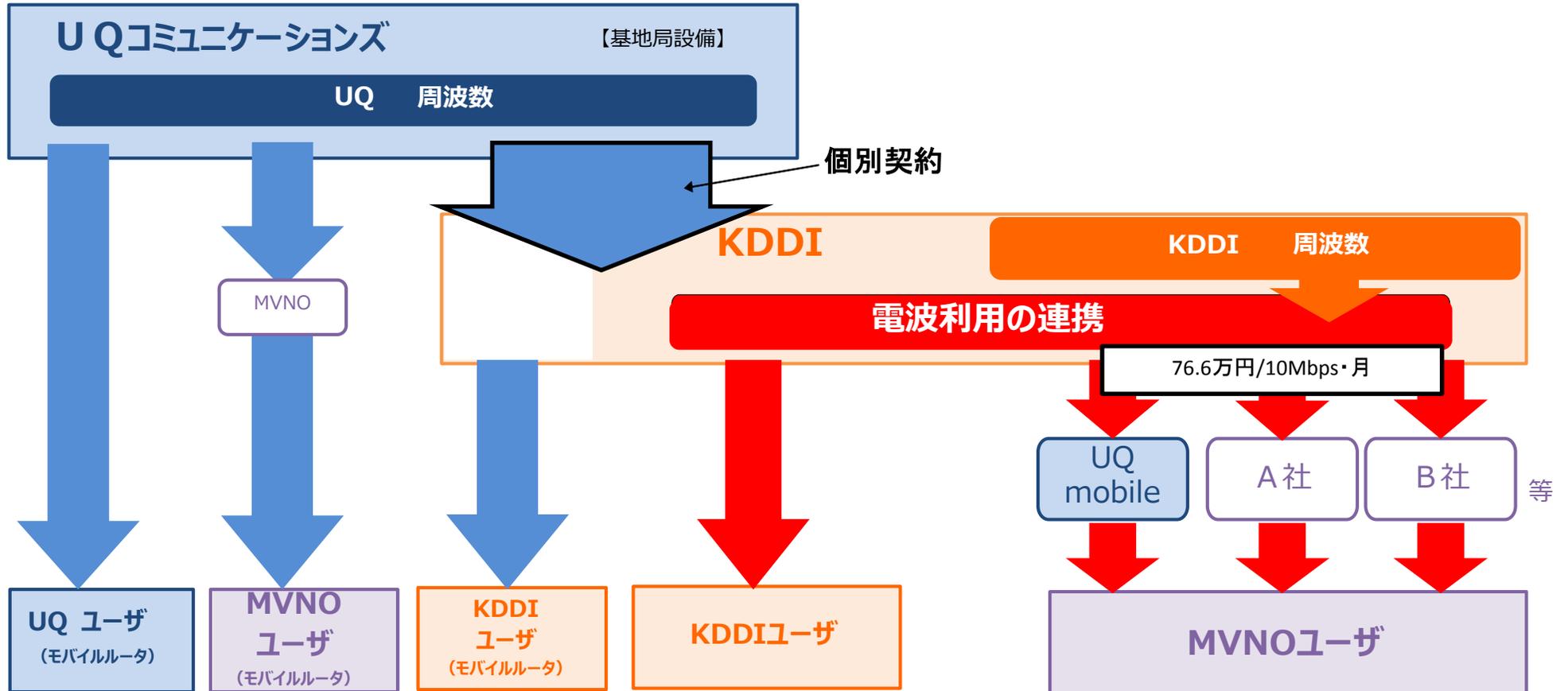
- 過去の利用実績等に基づき利用金額が適正となる料金プランの例を利用者に案内するようMNOに要請。

● MNOから販売店への値引き等に関する実質的指示等

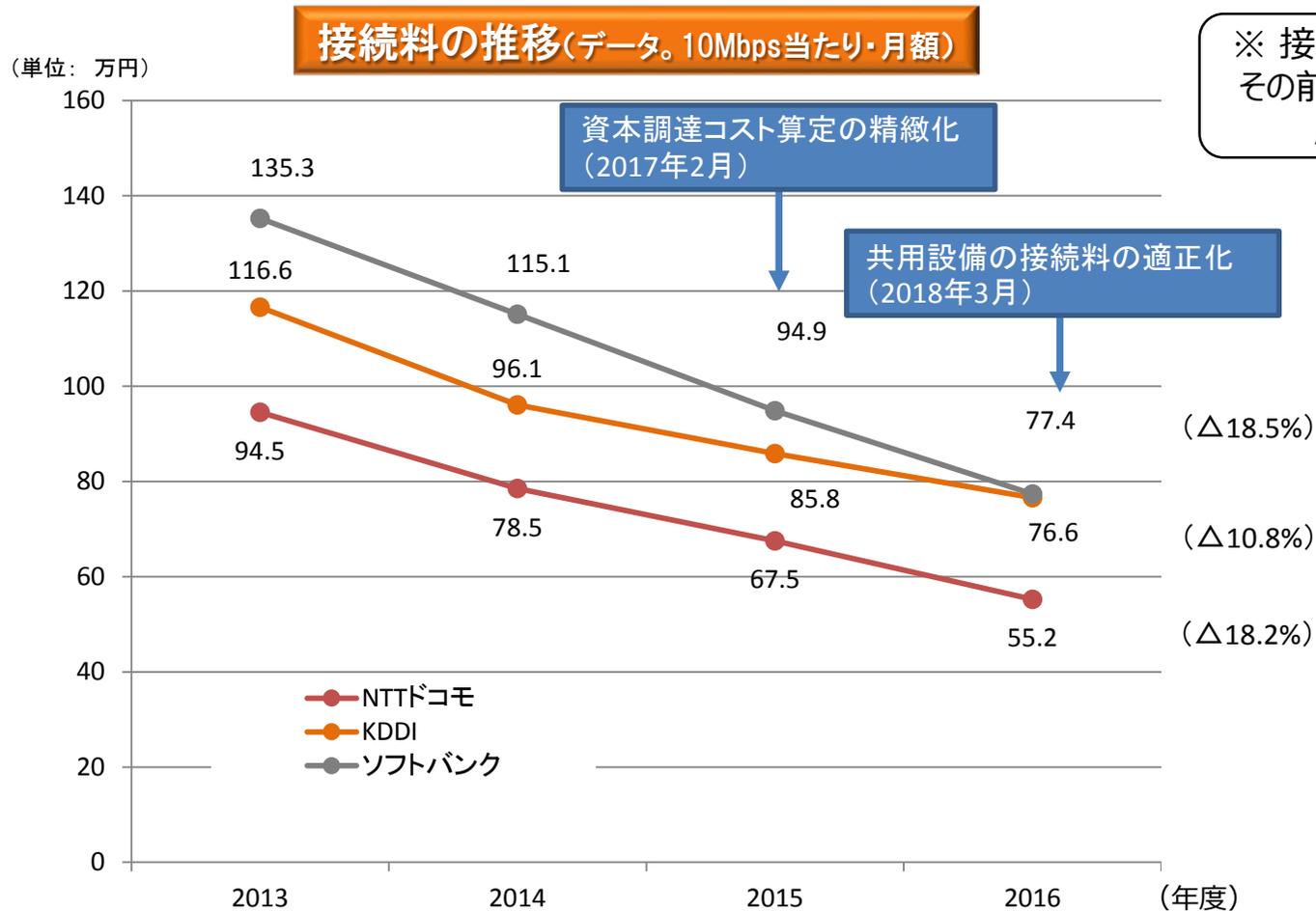
- MNOによる販売店に対する端末代金の販売価格やその値引き額の実質的指示は、業務改善命令の対象となることを明確化（ガイドラインを策定）。
- 公正取引委員会との連携を図る。

○アウトプットに関して、フォローアップのための体制を立ち上げ、公正取引委員会等との連携を図る。

- ❑ MNOの料金とコストの関係、MNOグループ内の「ミルク補給」を検証。
- ❑ ネットワーク提供条件に関する接続のルールを検討。
- ❑ MNOがトラヒックの不当な差別的取扱いを行わないことを担保。

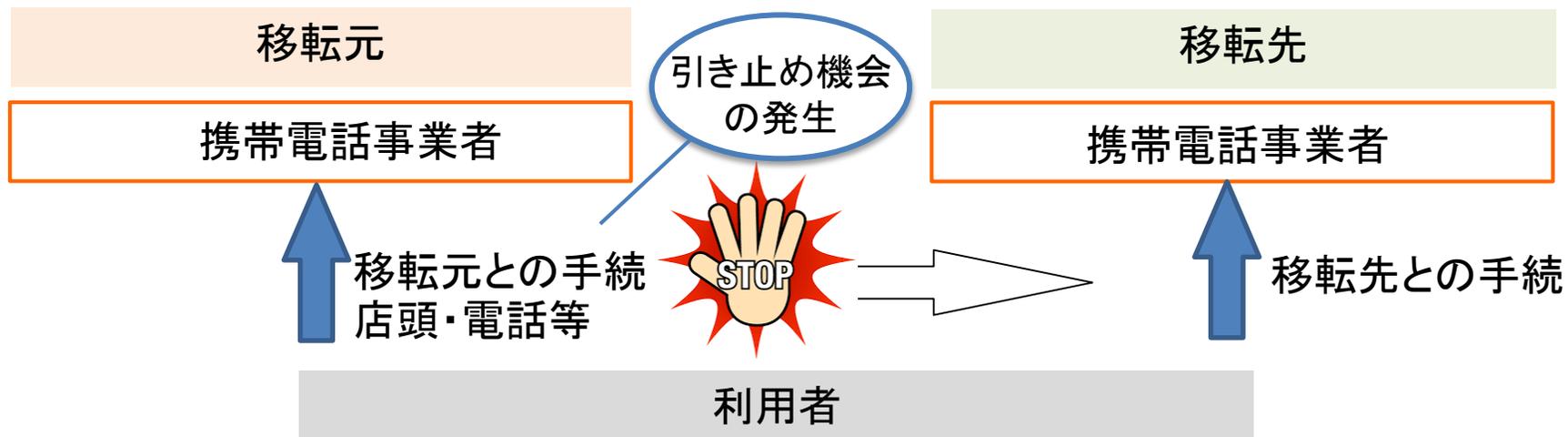


- 検討会の検討結果を受け、グループ内BWA事業者と共用するMNO設備の接続料の適正な算定をMNOに要請（3月22日）。3月23日届出のMVNOが支払う接続料（2016年度適用。データ）は対前年度比約11～19%低減化。
- MVNOが支払う接続料（データ）は、2015年9月の総理指示時点（2013年度適用接続料）と比べ、3年間で約34～43%低減化。

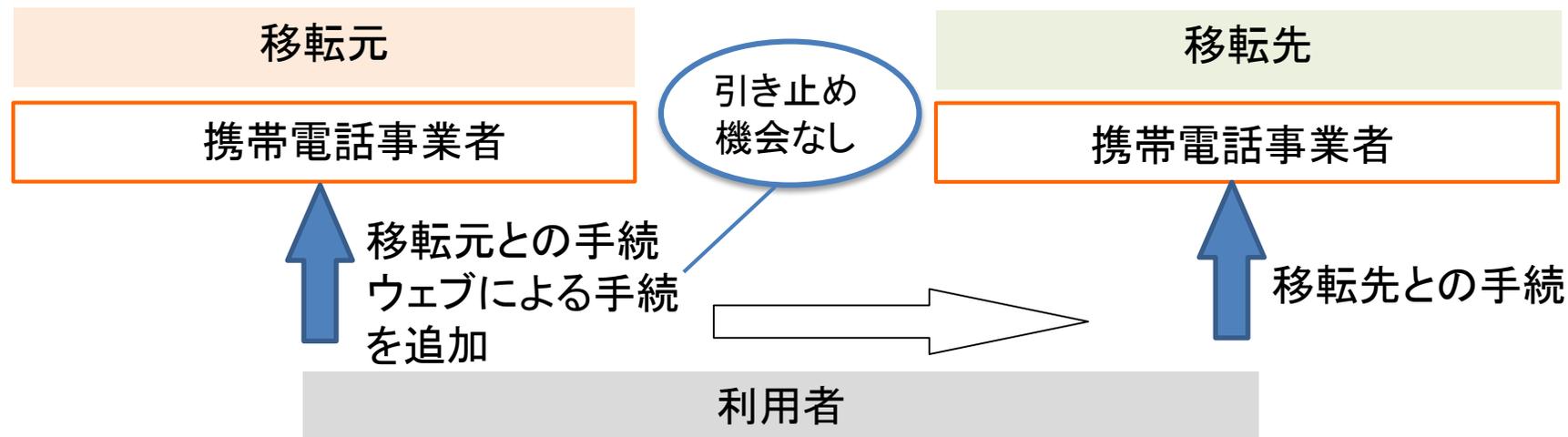


- 事業者間移転 (MNP) 時に移転元からの引き止め機会のない手順が可能となるよう、MNOにおけるウェブによる手続を実現 (ガイドラインに明示)。

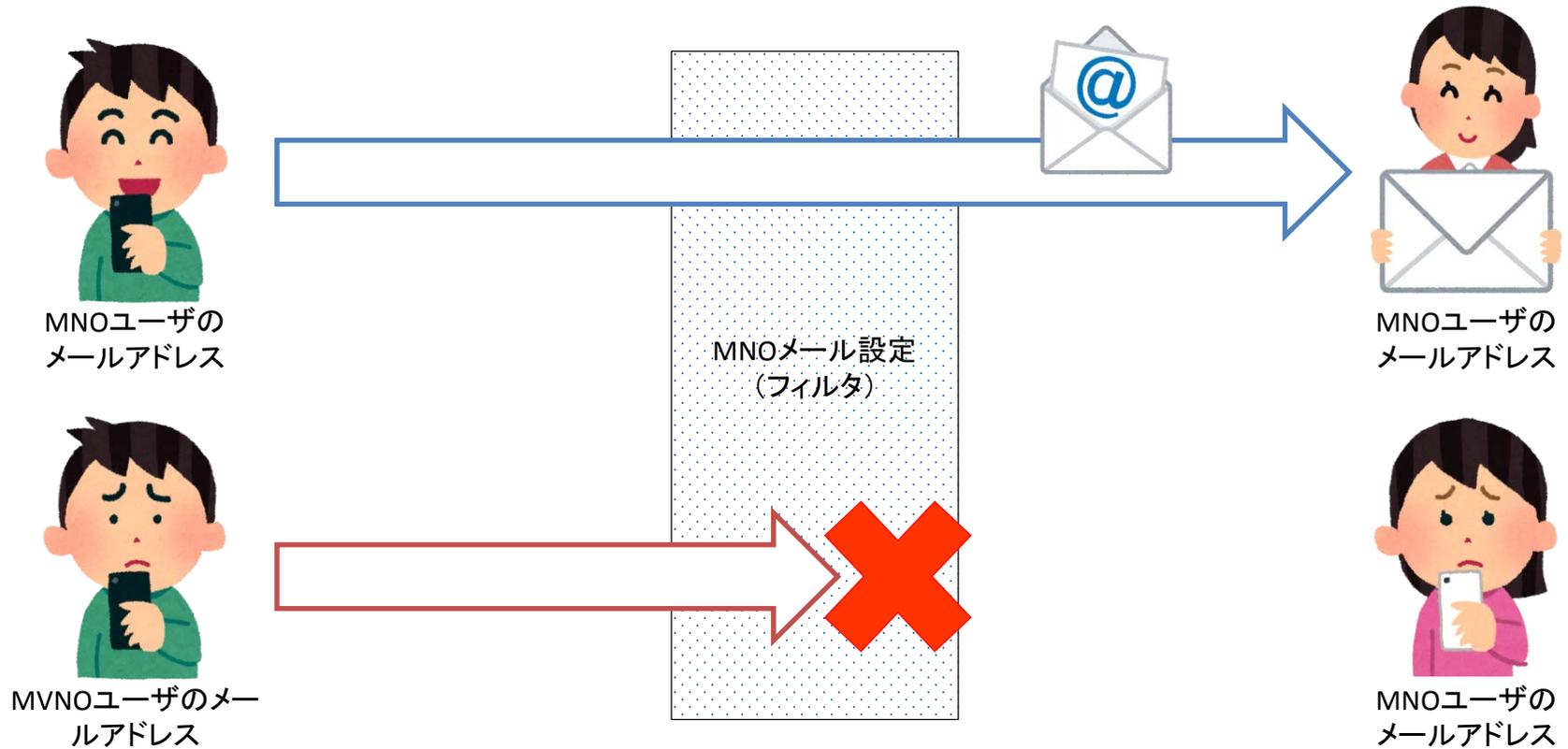
現状



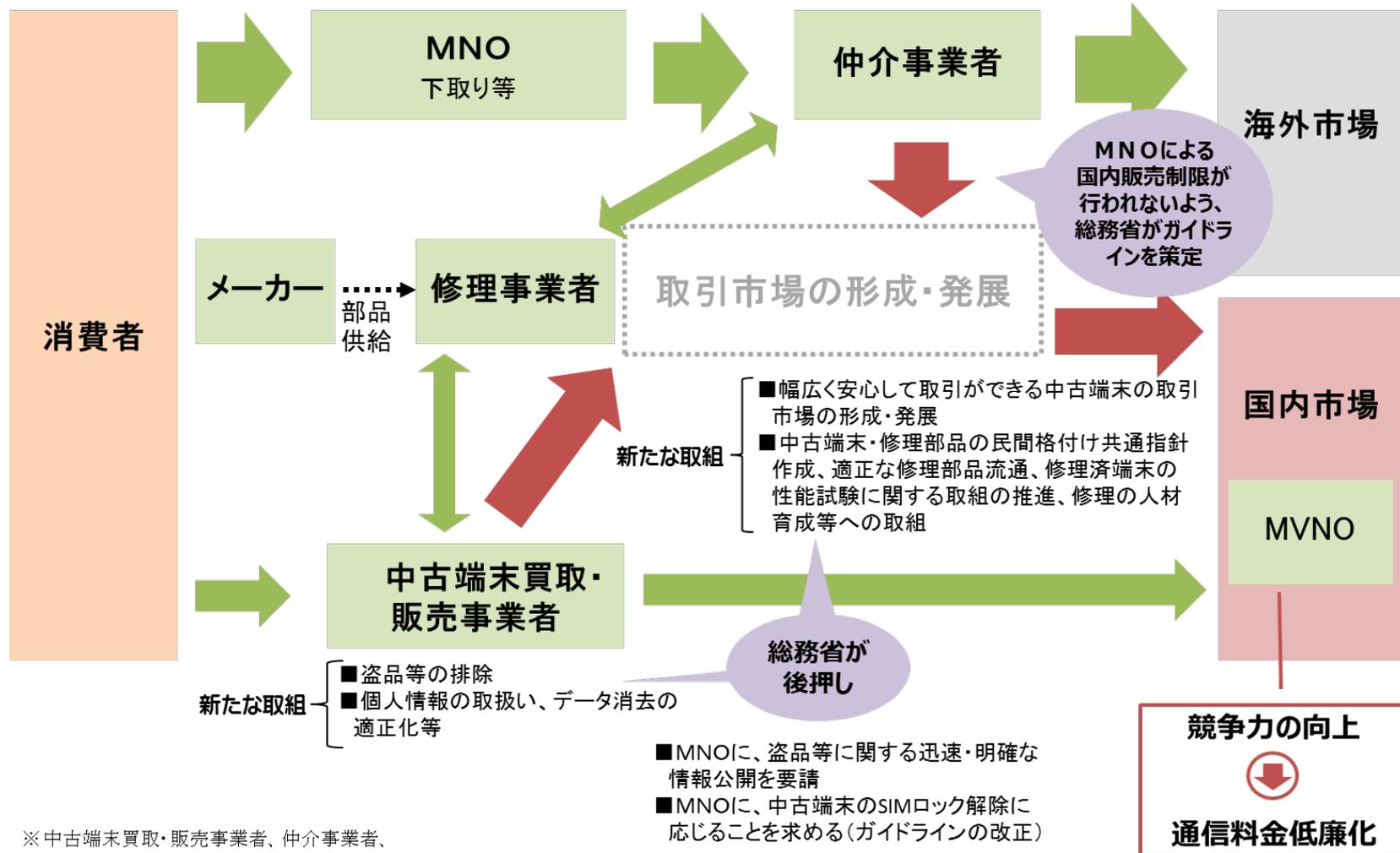
見直しの方向性



- メールを受信に必要なセキュリティ基準をMVNOに提示するようMNOに要請。



- ❑ MNOによる中古端末の国内流通制限を禁止。
- ❑ MNOによる中古端末のSIMロック解除の実施を確保。
- ❑ 中古端末の国内流通促進に向けた関係者間協議を後押し。



※ 中古端末買取・販売事業者、仲介事業者、修理事業者を兼ねる事業者も存在。

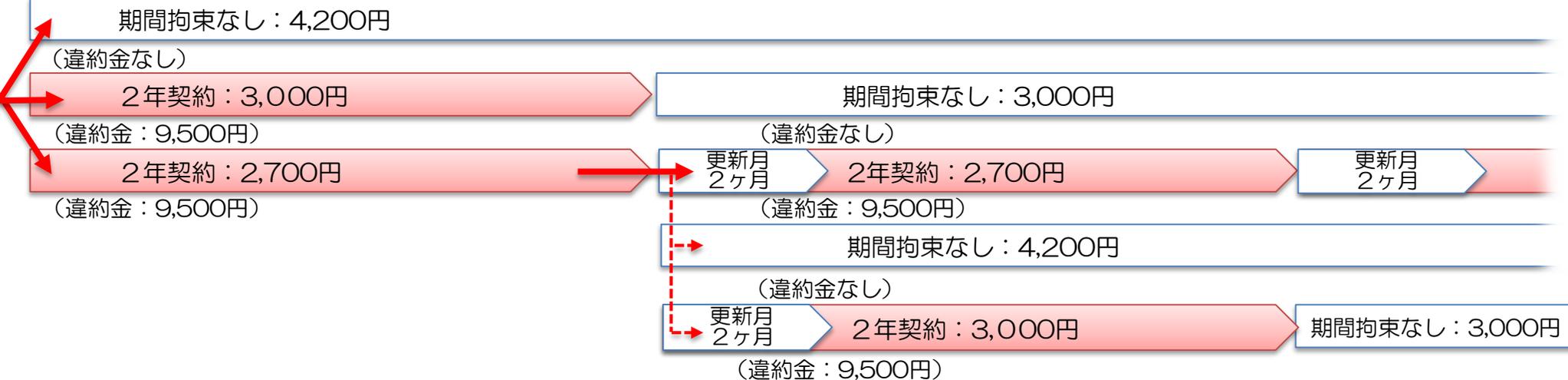
□ MNOによる期間拘束（いわゆる「2年縛り」）契約について、契約満了時点までの違約金又は25か月目の料金のいずれも支払わない解約をMNOにおいて実現。

○NTTドコモ



※ドコモは、2年契約が自動更新するプランについて、更新時に3,000ポイントを付与するとともに、利用年数に応じた割引を実施。

○KDDI、ソフトバンク



※KDDIは、2年契約が自動更新するプランについて、更新時に3,000円のギフト券を付与。また、いずれのプランについても、利用年数に応じてポイントを付与。

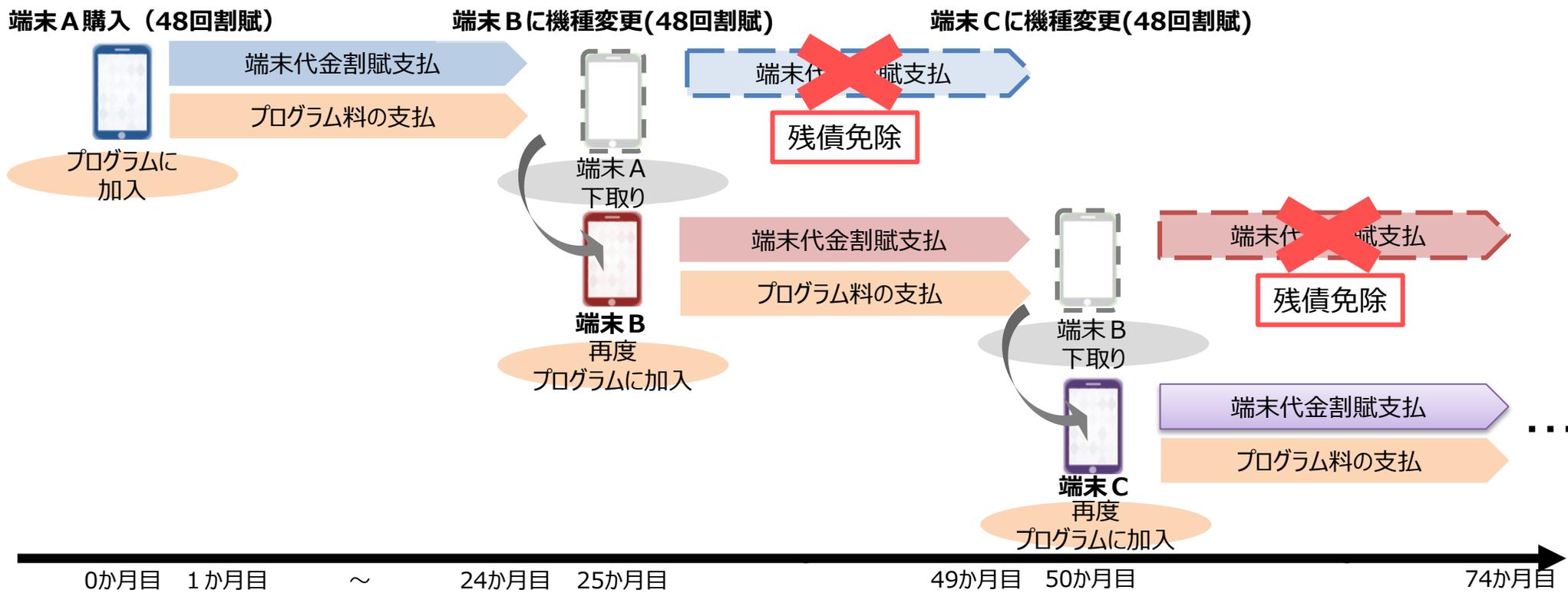
※ソフトバンクは、期間拘束のないプランを除き、更新時に3,000ポイントを付与するとともに、利用年数に応じて割引又はポイント付与。

いわゆる「4年縛り」の例

- 平成29年7月、一部MNOは、**指定端末の48回割賦での購入**及び**指定料金プランへの加入**を加入条件としたオプションプログラムを提供開始。
- 当該プログラムは、以下の条件を満たして**機種変更**を行う場合に、**旧端末の割賦残債を免除**するもの。
 - 25か月目以降に**機種変更**を行うこと
 - 当該機種変更時に**旧利用端末を下取り**に出すこと
 - **機種変更後も新端末についてプログラムに加入**すること
(つまり、指定端末の48回割賦での購入、指定料金プランへの加入及びプログラム料の支払が必要)

注 MNOによっては、①プログラム料の支払いが不要なもの、②48回割賦払いではなく24回割賦払い向けのもの、③残債を免除するのではなくポイントを提供するもの、④機種変更後の新端末について再度プログラムに加入する必要がないものを提供。

<イメージ>



- ❑ MNOによる販売店に対する端末代金の販売価格やその値引き額の実質的指示を禁止。

